平成３０年（フ）第４０２号
大阪府南河内郡河南町大字神山292番地の12
債務者　岡田　和子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０３号
大阪府南河内郡河南町大字神山292番地の12
債務者　岡田　隆行
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９４４号
横浜市中区石川町１丁目23番地
債務者　大森　昌代
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小圷　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３１号
名古屋市中区大須４丁目15番47号　エステート記念橋305号
債務者　田中　恵里
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　宣太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４４号
奈良市三条大宮町２番16―513号
債務者　掃部　彰一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４３６号
堺市中区八田北町825番地11
債務者　浦工務店こと　浦　　烈晴
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８３号
福岡県久留米市白山町548番地１　白梅団地２棟10号、前住所福岡県久留米市長門石２丁目９番27号
債務者　坂本　和也
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１０７号
佐賀県神埼市千代田町境原2623番地１　アイビーハイツちよだＣ102、前住所佐賀県神埼市千代田町境原2011番地１　クレストール福井Ａ203
債務者　今泉　友美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
沖縄県那覇市字大道172番地　佐平方301
債務者　根間美智惠
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５３号
福島県郡山市麓山１丁目３番４号　ダイアパレス郡山麓山公園405号
債務者　遠藤　伸一
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
福岡県久留米市荒木町荒木1541番地３　アムールハイツ101号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地1650　サイプレスリッジＢ102号
債務者　木村　心也
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１０９号
福岡県久留米市荒木町荒木1541番地３　アムールハイツ101号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地1650　サイプレスリッジＢ102号
債務者　木村　伊代
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１０２号
佐賀市鍋島町大字八戸1347番地１　セントアンドリュース201号
債務者　深川　信広
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０５号
佐賀県鳥栖市西新町1422番地381　ピュア西新Ｂ105
債務者　竹口　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
沖縄県浦添市牧港１丁目７番５号　又吉アパート201
債務者　又吉　健二
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部